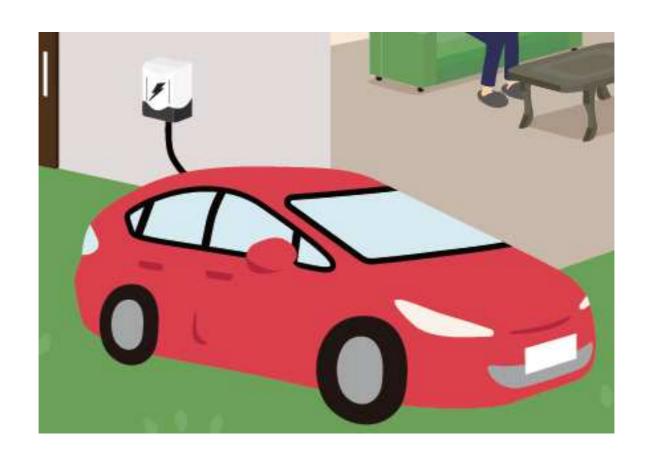


事業者向け

外部給電機能付次世代自動車普及促進事業



申請ガイド

-第1.2版-

2025年4月

第1章 本事業について

1.	外部給電機能付次世代自動車普及促進事業とは	···· P.2
2.	申請期間	···· P.2
3.	補助金額	···· P.3
4.	補助の要件	···· P.4
第	2章 申請について	
1.	申請の概要	···· P.5
2.	提出方法、提出先、提出書類について	···· P.6
3.	提出書類作成時の注意事項	···· P.9
4.	補助金交付決定及び補助金の振込について	····· P.13

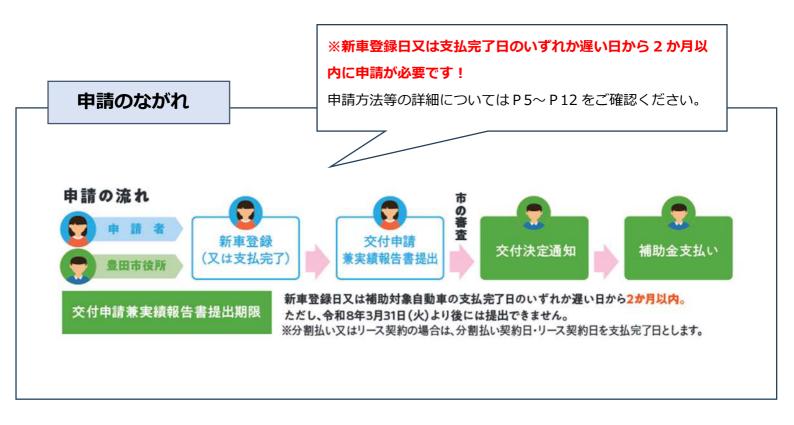
第1章 本事業について

1. 外部給電機能付次世代自動車普及促進事業とは

この補助金は、外部給電機能付次世代自動車を業務目的で購入し、使用する事業者に対して、購入に要した費用の一部を補助することにより、環境対策を効果的に 実現することを目的とします。

2. 申請期間

令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)必着



3. 補助金額

- ★補助メニューは以下3種類です。
 - ①PHEV (プラグインハイブリット車)・BEV (電気自動車)
 - ②FCEV(燃料電池車)
 - ③超小型 EV
 - ※①は、付帯設備等への補助(上乗せ加算)あり

購入した車両	A 車両に対する補助 (車両ごとに設定)	B 付帯設備等への補助 (A) に上乗せ加算)	最大補助額 🛕 + 🖪	
PHEV- BEV	上限20万円	充電設備 (標準装備の場合は対象外) 上限2万円	最大22万円	
FCEV	上限15万円		最大15万円	
□ 超小型EV	上限7.5万円	_	最大7.5万円	

超小型EVとは

道路交通法施行規則別表第2で定義されている「ミニカー」の内、定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下の電動機を有する三輪以上のものであって、標識交付証明書にミニカーと記載されているもの。

- ※充電設備の設置に要した費用(税抜)が2万円に満たない場合、設置費用を上乗せ補助 充電設備が標準装備の場合は対象外(工事費用のみの請求は対象外)
- ※充電設備は、自らの市内事業所に設置した場合に補助対象

★車両ごとの補助額は、ホームページ「補助対象車一覧」をご確認ください。

4. 補助の要件



次のチェック項目で補助申請ができるか事前に確認してください。



(1)補助対象者

注意:補助金の申請は同一年度内に1事業者につき各補助金1回限りです! すべての項目に当てはまる方が申請できます!

	MM
暴力団員と密接な関係を有しない方	
規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規	定する暴力団若しくは
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第	77号) 第2条第6号に
豊田市税を滞納していない	
事業の活動実態がある	
〕豊田市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置く事業者で、補	助金の申請日以前から

(2)補助の要件

以下の要件を満たしている必要があります。

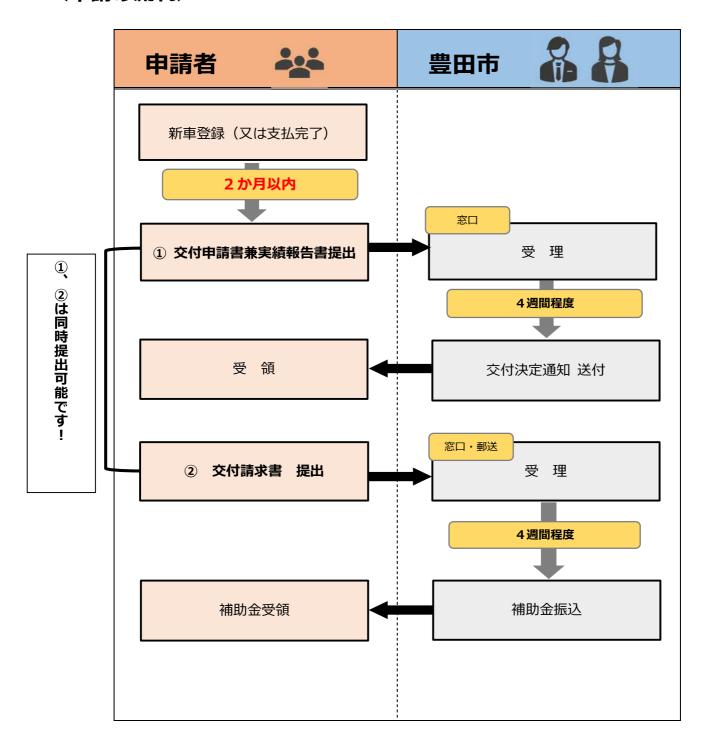
- □ 令和7年4月1日~令和8年3月31日までに購入又はリース(サブスクリプションを含む)契約、新車登録されたもの
- □ 外部給電器・V2H充放電設備を経由して、又は車載コンセントから電力を取り出せる機能を有しているもの
- □ 市内での業務目的で、新車購入又はリース(サブスクリプションを含む)契約したもの (豊田ナンバーであること)

第2章 申請について

1. 申請の概要

申請期間:令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)必着

〈申請の流れ〉



2. 提出方法、提出先、提出書類について

(1)提出方法

① 補助金窓口にて提出

申請書類を環境政策課補助金窓口(環境センター1 階)で 提出する申請方法です。



申請書書類のダウンロードはこちら

② 郵送にて提出

郵送での提出も可能ですが、事前にお電話でご連絡ください。

(2)提出先(お問合せ先)

豊田市環境政策課補助金窓口(豊田市役所環境センター1階)

住所:〒471-8501

豊田市西町 3-60

電話: 0565-41-7391

FAX: 0565-41-7392

Email: ecolife@city.toyota.aichi.jp

受付可能時間:

月曜日~金曜日 午前9時00分~午後4時45分

(土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できません)



(3)提出書類



次のチェック項目でチェックしながら提出書類をご準備ください。



提出書類の書き方や、詳細な注意事項につい ては参照ページをご確認ください

	ては参照ページをご確認くたさい		
参照ページ	提出書類	説明	✓
9	①交付申請兼実績報告書 (事業者様式第1号)	・申請は新車登録日又は補助対象自動車支 払完了日(領収日)のどちらか遅い方の日 付から2か月以内 ※令和8年4月1日以降の申請はできませ ん。	
_	②自動車検査証等の写し	・補助対象自動車種によって異なる・自動車検査証記録事項の写し(普通自動車、軽自動車)・標識交付証明書の写し(ミニカー)	
10	③領収書の写し	・分割払い又はリース契約の場合は当該契 約書の写しでも可 ・領収書は申請者名と同一であるか	
_	④注文書の写し	・申請者名、住所、車名、車両本体価格等の内訳 ※契約書等に全て明記されている場合は省略可	
_	⑤豊田市発行の事業証明書	申請日前2か月以内に発行されたもの	
10	⑥交付請求書 (事業者様式第4号)	・申請者の住所、電話番号は①と同一 ・口座名義人は①と同一	
11	⑦振込先口座の通帳等の写し	・以下4点の記載があるもの ①金融機関名(金融機関コード) ②支所・出張所名(支店コード) ③口座番号 ④口座名義人 ・預金種目は、普通口座又は当座口座	

充電設備を設置した場合 参照 説明 ✓ 提出書類 ページ ・請求書、納品書不可 ・購入等完了日(新車登録日と補助対象自 ⑧充電設備設置に係る領収書の写し 動車支払完了日のうち遅い方)の1年前か ら補助金申請期限内のものに限る ・充電設備本体費を含むこと ⑨領収明細書 ※見積書可、⑦に明記されている場合は省 (設備本体費、部品代、工事費) 略可 ・設置状態が確認できるもの ⑩充電設備の写真 12 ※カラー写真

3. 提出書類作成時の注意事項

① 交付申請兼実績報告書(事業者様式1号)

豊田市長 様

記入例

		提出		年	月	日
申	フリカ゛ナ	カ)000			processary various sales	
請者	申請事業者名	(株)000				
-[フリカ゛ナ	ダイヒョウトリシマリヤク トヨタ タロウ				
	役職 申請者氏名	代表取締役 豊田 太郎				
	申請者住所	〒471-8501 豊田市西町 3-60				
	電話番号	0565-34-6650				
使	フリカ゛ナ					
用	役職 使用者氏名	同上	申請者と使用	者が異な	る場合記	λ
者	使用者住所 (豊田市内)	豊田市	※使用者の住所は必ず豊田市内 いと申請できません。		N	

交付申請兼実績報告書

事業者向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付の申請をします。

	記 新車登	録日又は領収日の遅い方を記入
自動車の購入等完了日	令和●年 12	ш
自動車の所有方法	✓購入 □リース契約(サブスクー)(年)	当てはまる方にチェック
確認事項	D#III-L III 75+7	全てにチェック ※1つでも該当しなけれ ば、補助対象外
1 補助対象自動車 (1) メーカー名 (2) ままる プリウ	トヨタ、三菱、日産等スPHV、アウトランダー、リーフ等	
(2) 早俚石	別紙)に記載されている金額を記入上限	20万 200,000円
(1) 充電設備設置費(利	女命が供えが果々	100,000
(2) その他の費用(消費 (3) 合計(領収書金額)	た方は、2も記入	0.000
b 充電設備に対する上乗	せ補助額(最大2万円)	20,000円
3 補助金額合計	a + b	,000円
	いただきます。販売会社・販売 名称2場別2場別2場別2場別3事続きに関する	5代理店 5連絡先 □上記担当者 □申請
	者	所管課記入欄 C 入力 C

③ 領収書の写し又は契約書の写し

- ★領収書が複数ある場合は、すべて提出が必要です。
- ★以下の内容が全てはっきり分かるものに限ります。
- ★分割払い又はリース契約の場合は当該契約書の写しでも可能です。

□1. 宛名

補助申請者名が明記されているものに限ります。

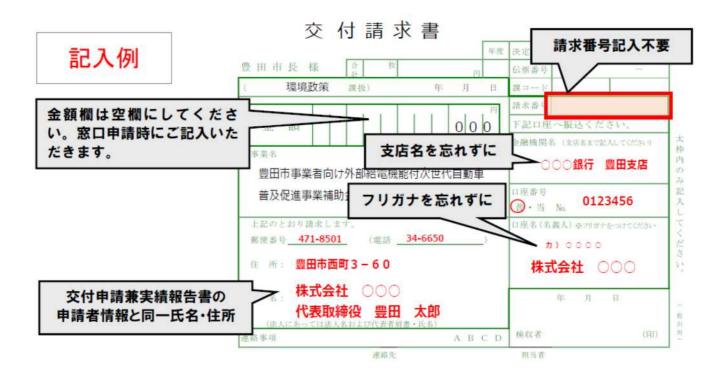
□ 2. 領収日

領収日※が令和7年4月1日(火)から、令和8年3月31日(火)までの日付であること。

- ※領収書が複数ある場合は、最終の領収日
- ※分割払契約書(分割払の場合)の場合、契約日(分割契約申込書は不可)
- □3. 領収書の発行元
- □ 4. 車両の購入にかかった費用

⑤ 交付請求書(共通様式第6号)

- ★交付請求書は、①交付申請兼実績報告書と同時に提出することができます。
- ★金額等、交付請求書記載内容の訂正はできません。 書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。



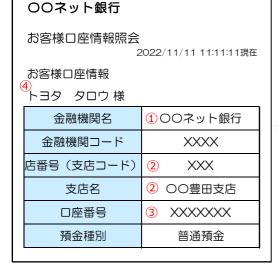
⑥ 振込先口座の通帳等の写し

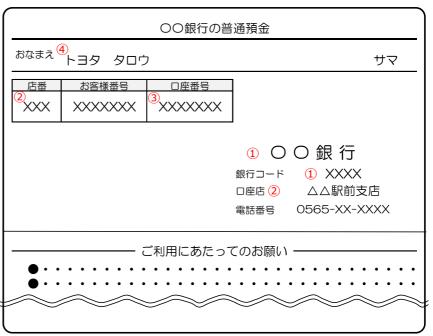
- ★下記4点の記載があるか確認してください。
- ①金融機関名(金融機関コード)
- ②支店・出張所名(支店コード)
- ③口座番号
- ④口座名義人
- ※預金種目は、普通口座又は当座口座を指定してください。

(貯蓄預金を振込先に指定することはできません。)

- ※必ず補助金申請者名義の振込先口座を指定してください。
- ※外国人の口座名義は、英字かカタカナかどちらか分かるようにしてください。







※ネット銀行で通帳やキャッシュカードがない場合は、インターネットの専用サイト等から口座情報の分かるページを画面コピー等印刷して提出してください。

9 充電設備の写真

★カラー写真で提出してください。

充電設備設置状態写真の例



次世代自動車と外部給電設備

豊田市では、環境にやさしく、災害時の非常用電源として役に立つ「次世代自動車」 \leftrightarrow の普及を進めています。 \leftrightarrow

【次世代自動車とは】←

プラグインハイブリッド車 (PHV) や電気自動車 (EV)、燃料電池自動車 (FCV) ← と呼ばれる車種は、容量の大きな蓄電池を備え、高い環境性能を発揮します。←

【外部給電設備とは】

車に蓄えた電気を電化製品等に供給できる機能を指します。この機能を活用すれ⇔ば、車が非常用の電源となり、非常時の安心に繋がります。↩





このような次世代自動車の普及啓発事業を「SAKURA プロジェクト」として↩ 進めています↩

4. 補助金交付決定及び補助金の振込について

提出された申請書類は、審査を経て交付決定後に指定口座に振り込みます。

1 審査

受領した申請書・添付書類について、補助対象要件や補助対象設備等、所定の 審査を行います。書類に不備がある際には、事務局から申請者に電話等にて連絡 を行います。

2 補助金交付決定

審査を経て、適正な申請であると認められた場合は、<u>交付決定通知書兼確定通</u>知書を送付します。

3 補助金の振込

交付決定通知書兼確定通知書を送付後、約1か月後に、指定の振込先口座に補助金を振り込みます。

※振込通知は、発行しませんので、直接口座を確認してください。

Oお問い合わせ先

豊田市役所 環境部 環境政策課 補助金受付係

電話番号 0565-41-7391

受付時間 9:00~16:45 (平日)